

令和3年3月23日

情報提供 国による給付金制度「一時支援金」について

【経済産業省ホームページより抜粋】

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

会員としての就業においても給付要件を満たせば給付対象となる可能性があります。

ポイント1 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年に1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

申請受付期間 2021年3月8日（月）～5月31日（月）

必要書類（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等）

- ①確定申告書類（スキャンまたは撮影した画像での提出）
- ②2021年分の雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入があることを示す書類
- ③国民健康保険の写し（スキャンまたは撮影した画像での提出）
- ④通帳の写し
- ⑤本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
- ⑥宣誓・同意書
- ⑦取引情報一覧（スキャンまたは撮影した画像での提出）
- ⑧業務委託契約収入があることを示す書類（スキャンまたは撮影した画像での提出）

こちらの申請は会員ご自身で申請する事となります。下記のとおり相談窓口が設置されていますので、ご不明な点などご相談ください。

お問い合わせ先 一時支援金事務局 相談窓口（申請者専用） 電話：0120-211-240

ホームページ <https://ichijishienkin.go.jp/>